

## 九州大学先導的研究センター規則

平成26年度九大規則第93号  
制定：平成27年 2月24日  
最終改正：令和 3年 3月25日  
(令和2年度九大規則第50号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第13条の2第3項の規定に基づき、先導的研究センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的及び業務)

第2条 各センターの目的及び業務は、別表1に定めるとおりとする。

(組織的な連携)

第3条 各センターは、別表1に定める業務の実施に当たり、センターを設置した主幹教授が所属する部局との組織的な連携体制の下で、センターの内部組織を編成するものとする。

(運営委員会等)

第4条 各センターに、運営委員会等を置く。

2 運営委員会等は、センター長がつかさどる教育研究等に関する事項について審議し、及びセンター長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 各運営委員会等の名称及び構成員は、別表2のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、センターを設置した主幹教授が所属する部局の長又は当該部局の長が指名する者を構成員に加えるものとする。ただし、前項の規定により、構成員として指定されている場合はこの限りでない。

第5条 運営委員会等に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会等を主宰する。

第6条 運営委員会等は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 運営委員会等が必要と認めるときは、運営委員会等に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 センターの運営に関し指導・助言を求めるため、運営委員会等が必要と認めた場合には、運営委員会等に、運営委員会等アドバイザーを置くことができる。

5 運営委員会等アドバイザーは、学内外の有識者のうちから、センター長が委嘱する。

(成果の公開)

第7条 各センターは、当該センターにおける業務の成果の公開を目的として、設置期間中に2回以上国際シンポジウム等を行うこととする。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、別表3に定める事務組織において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、各センターの組織及び運営に関し必要な事項は、各運営委員会等の議を経て、各センター長が定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に次項に掲げる廃止前の規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき、運営委員会等相当の委員に任命されている者は、この規則の相当規定に基づき任命されたものとみなし、その任期については、旧規則による委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 九州大学免疫機構研究センター規則（平成22年度九大規則第50号）

- (2) 九州大学癌幹細胞研究センター規則（平成22年度九大規則第79号）
- (3) 九州大学リスクサイエンス研究センター規則（平成22年度九大規則第140号）
- (4) 九州大学ヌクレオチドプール研究センター規則（平成22年度九大規則第141号）
- (5) 九州大学エピゲノムネットワーク研究センター規則（平成22年度九大規則第142号）
- (6) 九州大学アジア保全生態学センター規則（平成23年度九大規則第2号）
- (7) 九州大学ヒトプロテオーム研究センター規則（平成23年度九大規則第5号）
- (8) 九州大学創薬育薬最先端研究基盤センター規則（平成23年度九大規則第11号）
- (9) 九州大学合成システム生物学研究センター規則（平成23年度九大規則第74号）
- (10) 九州大学最先端有機光エレクトロニクス研究センター規則（平成23年度九大規則第105号）
- (11) 九州大学国際知的財産法・国際私法センター規則（平成23年度九大規則第106号）
- (12) 九州大学食品機能デザイン研究センター規則（平成24年度九大規則第13号）
- (13) 九州大学次世代蓄電デバイス研究センター規則（平成24年度九大規則第39号）
- (14) 九州大学革新的マーケットデザイン研究センター規則（平成24年度九大規則第40号）
- (15) 九州大学次世代経皮吸収研究センター規則（平成24年度九大規則第61号）
- (16) 九州大学アーキテクチャ指向フォーマルメソッド研究センター規則（平成25年度九大規則第3号）
- (17) 九州大学3D/4D構造材料研究センター規則（平成25年度九大規則第52号）
- (18) 九州大学循環器病未来医療研究センター規則（平成25年度九大規則第80号）
- (19) 九州大学大気環境統合研究センター規則（平成25年度九大規則第104号）
- (20) 九州大学量子ナノスピ物性研究センター規則（平成25年度九大規則第105号）
- (21) 九州大学小分子エネルギーセンター規則（平成26年度九大規則第7号）
- (22) 九州大学第三段階教育研究センター規則（平成26年度九大規則第8号）
- (23) 九州大学モデル生物研究センター規則（平成26年度九大規則第62号）

附 則（平成26年度九大規則第122号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第5号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第22号）

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第28号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第32号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第44号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第24号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第66号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第77号）

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第82号）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第98号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第50号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成 29 年度九大規則第 82 号）  
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年度九大規則第 4 号）  
この規則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年度九大規則第 12 号）  
この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年度九大規則第 24 号）  
この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年度九大規則第 68 号）  
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第 29 号）  
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年度九大規則第 50 号）  
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

センター名	目的	業務
ヒトプロテオーム研究センター	個体の発生及び疾患等の過程におけるプロテオームの変化及び制御ネットワークを解明し、がん治療、再生医療及び創薬等に活用すること。	(1) プロテオーム制御のネットワークの研究に関すること。 (2) 疾患における細胞機能制御ネットワークの研究に関すること。 (3) 個体の発生及び細胞の分化における制御ネットワークの研究に関すること。 (4) プロテオーム技術の開発及び臨床研究への応用に関すること。
次世代経皮吸収研究センター	新たな経皮吸収投与法の開発を進めるとともに、薬物送達用材料の機能設計に関する研究を総合的に推進し、次世代経皮薬物送達システム開発の国際的研究拠点を形成すること。	(1) ナノコーティング技術を基盤とした経皮吸収促進材料の開発に関すること。 (2) 経皮吸収促進技術を利用した経皮ワクチン及び化粧品の開発に関すること。 (3) 次世代型の経皮吸収薬物送達技術の開発に関すること。
確率解析研究センター	今世紀と共に始まった確率論の世界的かつ爆発的な発展を鑑み、日本が生み出した世界の理論である確率解析を、無限粒子系を題材として更に発展させ、日本の確率解析の伝統を取り込んだ壮大な理論を構築する世界的研究拠点を形成すること。	(1) 確率解析の研究に係ること。 (2) 統計物理、可積分確率の研究に関すること。 (3) 確率幾何の研究に関すること。
多重ゼータ研究センター	多重ゼータ値代数の構造予想や有限多重ゼータ値の主予想の解明に向けた代数的研究と、各種の多重ゼータ関数の解析的、p進解析的研究を進めながら、結び目理論や数理論理との関連の理解も深めつつ、多重ゼータ研究を推進し、世界水準の研究中核拠点を形成すること。	(1) 多重ゼータ値の代数的・幾何的観点からの研究に関すること。 (2) 多重ゼータ関数の研究と、数理論理等との関連の研究に関すること。 (3) 幅広い視野を持ち、分野を先導する若手研究者の育成に関すること。
大気物理統合解析センター	地上と衛星をつなぐ新しいアクティブセンサ解析システムを構築し、雲とエアロゾルの衛星観測の解析法を発展させ、衛星解析に基づく気候変動と極端現象研究に関する国際的研究拠点を形成すること。	(1) 衛星解析による雲・降水・エアロゾルと大気の運動の研究に関すること。 (2) 大循環モデル、雲解像モデル等による雲・降水・エアロゾルの特性と大気の運動の研究に関すること。 (3) 雲・降水・エアロゾル及び大気の散乱特性の研究に関すること。 (4) 極端現象の研究に関すること。

別表 2

センター名	運営委員会等の名称	運営委員会等の構成員
ヒトプロテオーム研究センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの教授及び准教授から選ばれた者 4人 (3) センター委員会が必要と認めた者
次世代経皮吸収研究センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの教員 (3) その他センター委員会が必要と認めた者
確率解析研究センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの教員 (3) その他センター委員会が必要と認めた者 若干人
多重ゼータ研究センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの教員 (3) その他センター委員会が必要と認めた者 若干人
大気物理統合解析センター	センター委員会	(1) センター長 (2) センターの教授 (3) その他センター委員会が必要と認めた者 若干人

別表 3

センター名	担当する事務組織
ヒトプロテオーム研究センター	医系学部等事務部
次世代経皮吸収研究センター	工学部等事務部
確率解析研究センター	理学部等事務部
多重ゼータ研究センター	理学部等事務部
大気物理統合解析センター	筑紫地区事務部